

独立行政法人造幣局における標準的な役職及び標準職務遂行能力を定める訓令

平成21年4月1日
造幣局訓令第35号

最終改正 令和3年6月25日造幣局訓令第28号

(趣旨)

第1条 この訓令は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第34条第2項及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第59条第2項の規定に基づき、独立行政法人造幣局における標準的な役職及び標準職務遂行能力を定めるものとする。

(標準的な役職)

第2条 前条の標準的な役職は、別表第1の第1欄に掲げる事務所及び同表の第2欄に掲げる職務の種類に存する同表の第3欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第4欄に掲げるとおりとする。

(標準職務遂行能力)

第3条 別表第1第2欄第一号に掲げる職務における標準職務遂行能力は、別表第2の左欄に掲げる標準的な役職ごとに、同表の右欄に掲げるとおりとする。

2 別表第1第2欄第二号に掲げる職務における標準職務遂行能力は、別表第3の左欄に掲げる標準的な役職ごとに、同表の右欄に掲げるとおりとする。

3 別表第1第2欄第三号に掲げる職務における標準職務遂行能力は、別表第4の左欄に掲げる標準的な役職ごとに、同表の右欄に掲げるとおりとする。

4 別表第1第2欄第四号に掲げる職務における標準職務遂行能力は、別表第5の左欄に掲げる標準的な役職ごとに、同表の右欄に掲げるとおりとする。

5 別表第1第2欄第五号に掲げる職務における標準職務遂行能力は、別表第6の左欄に掲げる標準的な役職ごとに、同表の右欄に掲げるとおりとする。

別表第1

事務所	職務の種類	職制上の段階	標準的な役職
独立行政法人造幣局事務分掌規則（平成15	一 二の項から五の項までに掲げる	一 本局の部の長、研究所の長及び支局の長の属する職制上の段階	部長

年造幣局訓令第36号)第6条第1項に規定する本局及び同条第8項に規定する支局	職務以外の職務	二 本局及び支局の課の長、首席監察官、首席監査官、広報官、契約・保有資産監理官、研修所長、室長、博物館長、企画調整官、作業調整官、監察官、監査官、情報公開調整官、診療所長、工芸指導官及び研究官の属する職制上の段階	課長
		三 本局及び支局の課長補佐、専門官、上席学芸員、契約審査専門官、工芸専門官、研究専門官、上席診療放射線技師長及び上席薬剤長の属する職制上の段階	専門官
		四 本局及び支局の係の長、主事、主任学芸員、研究主事、及び工芸主事、診療放射線技師長及び薬剤長の属する職制上の段階	主事
		五 前号に掲げる職制上の段階より下位の職制上の段階	係員
		二 独立行政法人造幣局給与規程（昭和45年造幣局訓令第11号。以下「給与規程」という。）第8条に規定する技能職	一 本局及び支局の技能監の属する職制上の段階
		二 課又は係の分掌する作業を統括する役職の属する職制上の段階	総括作業長
		三 前号に規定する役職の指揮監督を受け、専門的な作業に従事し、作業の指導等に当たる役職の属する職制上の段階	主任工師
		四 第2号に規定する役職の指揮監督を受ける、作業の長の属する職制上の段階	作業長

		五 前号に規定する役職の指揮監督を受けて作業を行い、かつ、次号に規定する役職の指導等に当たる役職の属する職制上の段階	技能長
		六 前号に掲げる職制上の段階より下位の職制上の段階	係員
	三 給与規程第8条に規定する医療職の職務	診療所（さいたま支局にあつては総務課）の長の指揮監督を受け、診療の業務に当たる役職の属する職制上の段階	医師
	四 給与規程第8条に規定する医療看護職の職務	一 診療所（さいたま支局あつては総務課）の長の指揮監督を受け、看護の業務を統括する役職の属する職制上の段階	主任看護師
		二 前号に掲げる職制上の段階より下位の職制上の段階	看護師
五 給与規程第8条に規定する技術・調査専門職	部長、研究所長又は支局長の指揮監督を受け、特別に命ぜられた調査等業務に当たる役職の属する職制上の段階	技術・調査官	

別表第2

標準的な役職	標準職務遂行能力	
一 部長	一 倫理	国民全体の奉仕者として、高い倫理観を有し、部の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	二 構想	造幣局を取り巻く状況を的確に把握し、先々を見通しつつ、部の課題について基本的な方針を示すことができる。
	三 判断	部の責任者として、その課題について、豊富な知識・経験及び情報に基づき、冷静かつ迅速な判断を行うことができる。

	四 説明・調整	部の業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、困難な調整を行い、合意を形成することができる。
	五 業務運営	部の責任者として進捗管理を徹底し、不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。
	六 組織統率	指導力を発揮し、部下の統率を行い、成果を挙げることができる
二 課長	一 倫理	国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、課の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	二 構想	造幣局を取り巻く状況を的確に把握し、先々を見通しつつ、課の課題について基本的な方針を示すことができる。
	三 判断	課の責任者として、適切な判断を行うことができる。
	四 説明・調整	所掌する業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。
	五 業務運営	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。
	六 組織統率・人材育成	適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導、育成を行うことができる。
三 専門官	一 倫理	国民全体の奉仕者として、担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	二 企画・立案、事務事業の実施	組織や上司の方針に基づいて、施策の企画・立案や事務事業の実施の実務の中核を担うことができる。
	三 判断	担当業務の責任者として、適切な判断を行うことができる。
	四 説明・調整	担当する事案について、論理的な説明を行うとともに、関係者と粘り強く調整を行うことができる。

	五 業務遂行	段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。
	六 部下の育成・活用	部下の指導、育成及び活用を行うことができる。
四 主事	一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	二 課題対応	担当業務に必要な専門的知識・技術を習得し、問題点を的確に把握し、課題に対応することができる。
	三 判断	自ら処理すべき事案について、適切な判断をすることができる。
	四 協調性	係等のまとめ役として、上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。
	五 業務遂行	計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。
	六 部下の育成・活用	部下の指導、育成及び活用を行うことができる。
五 係員	一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	二 知識・技術	業務に必要な知識・技術を習得することができる。
	三 コミュニケーション	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。
	四 業務遂行	意欲的に業務に取り組むことができる。

別表第3

標準的な 役職	標準職務遂行能力	
一 技能監	一 倫理	国民全体の奉仕者として、高い倫理観を有し、命ぜられた業務に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	二 構想・支援	造幣局を取り巻く状況を的確に把握した上で、先々を見通しつつ、技能職業業務に係る各種の課題について基本的な方針を示し、必要

		な支援を行うことができる。
	三 判断	技能職を代表する立場に立って、専門的な知識・経験に基づき、適切な判断を行うことができる。
	四 説明・調整	課題や支援要請に対して全局的な見地から適切な説明・助言を行うとともに、必要となる調整を行うことができる。
	五 業務遂行	技能職業務に係る各種の課題について全局的な見地から、適切に支援等業務を行うことができる。
二 総括作業長	一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	二 知識・技能	業務に必要な知識・技能を習得し、困難な課題にも対応することができる。
	三 コミュニケーション	上司・同僚・部下等と協力的な関係を構築することができる。
	四 業務遂行	上司の方針に基づき、適切に作業の割振りを行い、効率的に業務を進めることができる。
	五 部下の育成	作業の急所を体系的に伝授する等、適切に部下の指導、育成を行うことができる。
三 主任工師	一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	二 知識・技能	業務に必要な知識・技能を習得し、課題に対応することができる。
	三 コミュニケーション	上司・同僚・部下等と協力的な関係を構築することができる。
	四 業務遂行	上司に命ぜられた専門的な業務を効率的に進めることができる。
	五 部下の育成	技能の伝授等、主体的に部下の指導、育成を行うことができる。
四 作業長	一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	二 知識・技能	業務に必要な知識・技能を習得し、課題に対応することができる。

	三 コミュニケーション	上司・同僚・部下等と協力的な関係を構築することができる。
	四 業務遂行	適切に作業の割振りを行い、効率的に業務を進めることができる。
	五 部下の育成	技能の伝授等、部下の指導、育成を行うことができる。
五 技能長	一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	二 知識・技能	業務に必要な知識・技能を習得し、業務改善などの課題に対応することができる。
	三 コミュニケーション	上司・同僚・部下等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。
	四 業務遂行	業務上の指示ができ、意欲的に業務に取り組むことができる。
	五 部下の育成	部下の指導、育成を行うことができる。
六 係員	一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	二 知識・技能	業務に必要な知識・技能を習得することができる。
	三 コミュニケーション	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。
	四 業務遂行	意欲的に業務に取り組むことができる。

別表第4

標準的な 役職	標準職務遂行能力	
医師	一 倫理	医師としての責任を自覚しつつ業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、国民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができる。
	二 知識・技術・ 診療	医学的知識・技術及び経験に基づき、適切な診療を行うことができる。
	三 協調性	上司・同僚等と協力的な関係を構築することができる。

	四 患者等への説明・指導	患者やその家族等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、分かりやすい説明、指導を行うことができる。
--	--------------	--

別表第5

標準的な 役職	標準職務遂行能力	
一 主任看護師	一 倫理	看護に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、国民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができる。
	二 知識・技術・診療	看護に関する業務についての専門的知識・技術及び経験に基づき、迅速かつ適切に業務を行うことができる。
	三 信頼関係の構築	上司・同僚等と協力的な信頼関係を構築することができる。
	四 患者等への説明・指導	患者やその家族等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、分かりやすい説明、指導を行うことができる。
	五 部下の育成・活用	部下の指導、育成を行うことができる。
二 看護師	一 倫理	看護に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、国民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができる。
	二 知識・技術・診療	看護に関する業務についての専門的知識・技術及び経験に基づき、適切に業務を行うことができる。
	三 コミュニケーション	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。
	四 患者等への説明・指導	患者やその家族等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、説明、指導を行うことができる。

別表第6

標準的な 役職	標準職務遂行能力	
技術・調査 官	一 倫理	国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、命ぜられた事案に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	二 構想・調査	造幣局を取り巻く状況を的確に把握した上で、命ぜられた事案について基本的な方針を定め、調査、研究等を行うことができる。
	三 判断・分析	命ぜられた事案について、高度な知識・経験及び収集した情報に基づき、適切な判断及び分析を行うことができる。
	四 説明・調整	命ぜられた事案について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、関係者と粘り強く調整を行うことができる。
	五 業務遂行	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

改正（21.6.24造幣局訓令第41号 21.6.24施行）

（23.4.1造幣局訓令第17号 23.4.1施行）

（28.9.30造幣局訓令第28号 28.10.3施行）

2～4 （略）

（30.3.26造幣局訓令第10号 30.4.1施行）

（令3.6.25造幣局訓令第28号 令3.7.1施行）

2 （略）